

制 度	概要と期間等	対 象		給 与
①介護休業 ※1 (職員就業規則第73条) (業務限定職員就業規則第53条) (非常勤職員就業規則第41条) (育児休業・介護休業規程第7章)	負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があり、常時介護を必要とする状態にある者(以下、要介護者)を介護するため、休業を申請することができます。	常勤職員	○	無給
		業務限定職員	○	無給
		非常勤職員	○	無給
②部分的な介護休業 (育児休業・介護休業規程第7章)	要介護者を介護するため、勤務時間の始まり又は終わりにおいて、1日を通じて4時間以内(30分単位)で申請することができます。	常勤職員	○	勤務しない時間あたりの給与額を減額
		業務限定職員	○	勤務しない時間あたりの給与額を減額
		非常勤職員	○	勤務しない時間あたりの給与額を減額
③時間外勤務の免除 (育児休業・介護休業規程第23条の5)	要介護者を介護するため、業務の正常な運営を妨げる場合を除いて、時間外勤務の免除を請求することができます。	常勤職員	○	-
		業務限定職員	○	-
		非常勤職員	○	-
④時間外勤務の制限 (職員就業規則第49条の3) (業務限定職員就業規則第31条の3) (非常勤職員就業規則第26条の3) (育児休業・介護休業規程第23条の2)	要介護者を介護するため、業務の正常な運営を妨げる場合を除いて、時間外勤務を月24時間かつ年150時間以内に制限することを請求することができます。	常勤職員	○	-
		業務限定職員	○	-
		非常勤職員	○	-
⑤深夜勤務の制限 (職員就業規則第49条の5) (業務限定職員就業規則第31条の5) (非常勤職員就業規則第26条の5) (育児休業・介護休業規程第23条の3)	要介護者を介護するため、業務の正常な運営を妨げる場合を除いて、午後10時から午前5時までの間について勤務しないことを請求することができます。	常勤職員	○	-
		業務限定職員	○	-
		非常勤職員	○	-

制 度	概要と期間等	対 象		給 与
⑥介護休暇 (職員就業規則第68条の十二) (業務限定職員就業規則第48条の十二) (非常勤職員就業規則第38条の2の八)	親族等の要介護者を介護するために年(非常勤職員にあつては一の年度)に5日間以内で休暇を請求することができます。(対象となる要介護者が2人以上の場合にあつては10日)	常勤職員	○	有給
		業務限定職員	○	有給
		非常勤職員	○	無給

※1 有期雇用職員にあつては、①本学に引き続き雇用された期間が1年以上あること、②申請予定の介護休業の終了予定日から6月を経過する日までに雇用期間が満了し、かつ更新されないことが明らかでない時に介護休業を取得することができる。

取得には、このほかに条件が付いている場合がありますので、手続きの際には総務課人事係までご連絡ください。